

介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用について

1. 概要

今般、介護保険制度によりハンドル形電動車いすの貸与を受けている者については、新たに一部の鉄道車両への乗車等が認められることとなったが、当該利用者が鉄道を利用する際は、介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者であることの証明が必要となる。

また、利用を希望する車両によっては、利用者のハンドル形電動車いすが、当該車両に乗車が可能なハンドル形電動車いす（以下「改良型ハンドル形電動車いす」という。）であることの証明が必要な場合もあるため、介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者が鉄道を利用する際の手続等については、下記利用条件及び利用方法に十分留意されたい。

2. 利用条件

(1) 利用者

福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与（以下「福祉用具貸与等」という。）に係る福祉用具の種目として、ハンドル形電動車いすを利用していることの証明を受けた者

なお、証明とは、次の場合を指すものである。

- ① ハンドル形電動車いすを使用していることを証明できる利用契約書等を有していること。
- ② 指定福祉用具貸与事業所等により交付された「ハンドル形電動車いす提供証明書」（別添様式）を有していること。

(2) 利用可能な車両

- ① 通勤型車両
- ② 東海道・山陽新幹線のN700系車両と同程度以上の車いす留置スペース（多目的室含む。）、車いす対応トイレ及び通路幅を有するデッキ付き車両（以下「一部のデッキ付き車両」という。）（別添2※2参照）。ただし、社団法人交通バリアフリー協議会から認定ステッカーの交付を受けた改良形ハンドル形電動車いすに限られる（別添3参照）。

なお、上記以外のデッキ付き車両については、原則として、留置スペース等の理由により利用ができないこととされている。

(3) 利用可能な駅

段差が解消されている駅であって、ハンドル形電動車いすによる利用に支障がない駅

なお、乗降経路、車両内部の狭隘等の空間制約による当該駅の利用の可否については、各鉄道事業者の判断によることとなる。

3. 利用方法

(1) 利用者の証明

鉄道利用の際は、原則として、利用契約書等又はハンドル形電動車いす提供証明書を携帯し、各鉄道事業者の求めに応じ提示する必要がある。

なお、利用契約書等を提示する場合、利用者である旨の確認に時間を要する場合等もあることから、利用契約書等を携帯する場合は、事前に各鉄道事業者に確認することが望ましい。

(2) 改良形ハンドル形電動車いすの証明

① 一部のデッキ付き車両を利用する場合、社団法人交通バリアフリー協議会が交付する、改良型ハンドル形電動車いすの認定ステッカーを当該車いすに貼り付ける必要がある。

当該ステッカーは、利用するハンドル形電動車いすが、改良型ハンドル形電動車いすであることを証明するものであるが、社団法人交通バリアフリー協議会に交付の申請をする必要がある。

② 認定ステッカーの申請等の手続き及び費用の負担（別添3参照）については、福祉用具貸与等の提供を行う指定福祉用具貸与事業所等が行うことが望ましい。

③ 認定ステッカーの交付の申請の時から当該申請に係るハンドル形電動車いすの利用者が変更された場合には、社団法人交通バリアフリー協議会に利用者の変更があった旨を連絡する必要がある。

④ 認定ステッカーの申請手続き等の詳細については、社団法人交通バリアフリー協議会へ問い合わせること。

4. 運用に係る留意点

運用開始日、利用条件及び利用方法等の運用の詳細については、各鉄道事業者により異なる場合もあることから、事前に各鉄道事業者へ問い合わせること。

なお、認定ステッカーの申請手続きは、平成21年3月2日より、社団法人交通バリアフリー協議会が開始しているところである。

別添様式

ハンドル形電動車いす提供証明書

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第12項又は第8条の2第12項の規定による福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目として、ハンドル形電動車いすを提供していることを証明する。

年　　月　　日

指定（介護予防）福祉用具貸与事業所　印

殿

証明年月日

年　　月　　日

（備考）本証明書については、記載事項を改変しない限り、他の様式としても
差し支えない。